

札幌市場経第 10081 号  
令和 3 年（2021 年）7 月 12 日

水産物部関係団体各位

札幌市中央卸売市場  
市場長 片貝 太

## 新型コロナウイルス感染防止に係る取引方法の変更等について

平素より、当市の市場行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当市場の新型コロナウイルス感染防止対策については、これまで卸売場でのマスク等着用義務化や取引方法の変更（せり売を入札又は相対取引へ変更）などの対策を講じてきたところです。

水産物部の取引方法については、市内の感染状況や本市感染症対策本部の方針などを踏まえて、現在は、「まぐろ」のみをせり売とし、その他の品目は入札又は相対取引に変更しておりますが、7月11日（日）をもって北海道のまん延防止等重点措置が解除されたことから、水産物部関係団体と協議を行いました。

つきましては、7月12日（月）以降についても、北海道において、札幌市を「夏の再拡大防止特別対策」の重点地域とするなど予断を許さない状況にあることから、引き続き感染リスクを下げる手立てを徹底したうえで、下記のとおり、「さんま（道内物（4kg 30尾未満に限る））」のせり売を再開し、その他の品目については、現行の取引方法を延長することとします。

水産物部市場関係団体の皆様におかれましては、諸般ご賢察のうえ、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

## 記

### 1 取引方法等

#### (1) せり売を再開する物品

- ア 品 目： さんま（道内物（4kg 30尾未満に限る））
- イ 販売開始時刻： 5時15分
- ウ せり売の実施期間： 7月13日（火）以降入荷次第～7月31日（土）

#### (2) 上記（1）以外の物品

現行の取引方法（「まぐろ」はせり売、それ以外は入札又は相対取引。）を、7月31日（土）まで継続する。

- ※ さんまについては入荷がない場合はせり売を行いません。
- ※ 8月2日（月）以降の取引方法等については別途通知しますが、感染の状況によっては取引方法等の変更期間を短縮もしくは再延長する場合があります。
- ※ 取引物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等の詳細は、別紙1～4を参照。

### 2 まぐろ売場への入場制限等について

- (1) 卸売業者：せり人、マイク（フェイスシールド又はマスクを着用）、  
確認書記載者、卸売業者の責任者

- (2) 仲卸業者：せり取引に参加する者と自社の札を入れる者
- (3) 売買参加者：せり取引に参加する売買参加者（1名）
- (4) 仲卸組合：統括理事1名
- (5) 密集・密接状態を避けるため、上記（1）～（4）以外の者はせり開始から終了まで、まぐろ売場への入場を禁止する。
- (6) せりに参加する者は、密集状態にならないよう一定の距離を保つこと。
- (7) せり終了後に、まぐろ売場へ入場する際はなるべく密集状態を作らないとともに近距離で会話をしない。

### 3 大口売場への入場制限等について

- (1) 密集・密接状態を避けるため、下記のア～エ以外の者は、さんまのせり開始から終了まで、さんまのせり取引を行っている場所への入場を禁止する。
  - ア 卸売業者：せり人、マイク（フェイスシールド又はマスクを着用）、  
確認書記載者、卸売業者の責任者
  - イ 仲卸業者：せり取引に参加する者と自社の札を入れる者
  - ウ 売買参加者：せり取引に参加する売買参加者（1名）
  - エ 仲卸組合：大口部会1名
- (2) さんまのせり取引を行っている間は、買出人の大口売場への立入を禁止します。
- (3) せりに参加する者は、密集状態にならないよう一定の距離を保つこと

### 4 遵守事項等について

- (1) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者等は卸売場に入場する場合は、帽子及び標識、マスクを着用する。守られない場合は、卸売場に入場することはできないものとする。また、繰り返し注意しても守られない方については、処分も含めて対応します。
- (2) 食品の汚染防止のため、素手で直に生鮮食料品に触れないようお願いします。
- (3) 卸売場での飲食（試食を含む。）を禁止する。水分補給は卸売場以外で行ってください（夏季となりますので、熱中症には十分にご注意いただき、こまめに水分補給を行ってください。）。また、店舗等での試食については、慎重に判断していただき、提供される場合は、衛生上の細心の注意を払ってください。
- (4) 入場前には各社において検温を済ませてください。発熱、せきなどの症状がある方は、入場させず、休ませるなどの対応をお願いいたします。